

事業承継税制

事業承継、特に取引相場のない株式の取得に伴う相続税・贈与税の負担は軽いものではありません。事業の円滑な承継

を促進するための事業承継税制として以下の特例が設けられています。

- ①非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例
- ②非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

以下では①、②について、事業承継税制の対象となる会社、相続人、被相続人

などの要件を整理するとともに、具体的な計算方法についても解説します。

非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(以下、相続特例といいます)とは、後継者である相続人等が、相続等により、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下、円滑化法)の定める都道府県知事による認定^(注)を受ける非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納

付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されるというものです。

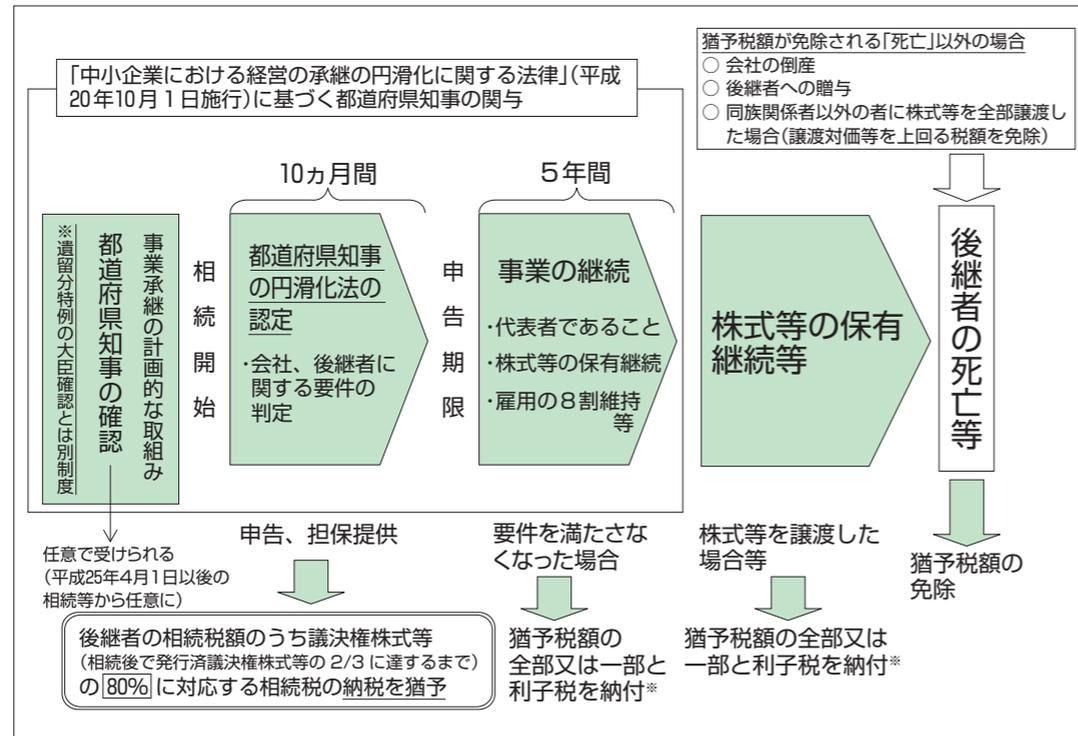
相続特例の対象となるのは、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限られます。

特例の要件や申告手続などの流れは次のページの図の通りです。

(注) 従来、要件に該当するかについての確認・認定は、経済産業大臣が行うこととされていましたが、平成29年4月1日以後、会社の

主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うことになりました。

●非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例



※ やむを得ない理由があるなど、一定の場合は、一定部分の納税猶予税額が免除されます。(出所) 国税庁資料をもとに大和総研作成

■ 相続開始前

相続開始前の段階では、相続特例を受けるための特段の手続きは必要ありません。ただし、任意の手続きとして、円滑化法に基づく「都道府県知事の確認」を

受けることができます。これは、会社が計画的な事業承継の取組みを行っていることについて、事前に確認するものです。

■ 相続開始後、相続税の申告期限までの間

相続特例を受けるためには、相続開始後に円滑化法に基づき、会社、後継者(相続人等)、先代経営者(被相続人)の要件をそれぞれ満たしていることについての「都道府県知事の円滑化法の認定」を受けなければなりません。

この特例を受けられる「後継者」は、1つの会社につき1人に限られます。

後継者は、相続税の申告期限までに、相続特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書および一定の書類を税務署

へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

特例の適用を受ける非上場株式等すべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額および利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

相続税の申告は、相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10ヵ月以内に、所轄税

務署に対して行う必要があります。所轄税務署は、通常、被相続人の住所地を所

轄する税務署となります。

●会社の主な要件

- 会社が次のいずれにも該当しないこと
- 上場会社
- 特別関係会社^{※1}が、上場会社であること
- 中小企業者^{※2}に該当しない会社
- 風俗営業会社
- 資産管理会社(資産保有型会社、資産運用型会社)^{※3}
- 総収入金額がゼロの会社、従業員数がゼロの会社
- 会社が外国会社である他の特別関係会社^{※1}の株式等を直接・間接に有する場合は、会社の従業員数が5人未満であること

※1 特別関係会社とは、承継する会社及び後継者及び後継者と同族関係等がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有する会社をいいます。
 ※2 中小企業者とは、以下の図表に示されるものになります。
 ※3 有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社(資産保有型会社)やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社(資産運用型会社)など一定の会社をいいます。

●猶予制度の対象となる中小企業者

	資本金または出資	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

●政令により範囲を拡大した業種(下線部分が拡大)

	資本金または出資	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

●後継者である相続人等の主な要件

- 相続開始の日の翌日から5ヵ月を経過する日において会社の代表者であること
- 相続開始の時以後において、後継者及び後継者と同族関係等がある者で総議決権数[※]の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

※ 株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

●先代経営者である被相続人の主な要件

- ・ 会社の代表者であったこと
- ・ 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と同族関係等のある者で総議決権数*の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

※ 株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

■ 申告期限後（納税猶予期間中）

後継者は、相続特例を受けるために申告期限の翌日から5年間を経過する日まで事業を継続する必要があります。また、その事業継続期間中については、以下の要件を満たさなければなりません。

更に、相続人は、都道府県知事の円滑化法の認定の有効期間（5年間）内は毎年、その後は3年ごとに継続届出書を所轄の税務署に提出しなければなりません。

●事業継続要件

- ・ 認定を受けた会社の代表者であること
- ・ 雇用の8割以上*¹（5年間の平均）を維持すること（厚生年金保険および健康保険加入者などをベース*²）
- ・ 相続した対象株式を継続保有していること等*³

※¹ 端数が生じた場合、切り上げ（平成29年4月1日以後に従業員数を計算する場合については、原則切り捨て）となります。

※² 特定短時間労働者を除きます。

※³ 組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定を継続します。

■ 事業継続期間経過後

事業継続期間経過後であっても、後継者が引き続き相続特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、継続して納税の猶予を受けることができます。

後継者が相続特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡したなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部または一部について利子税と併せて納付する必要があります。

主な場合	申告期限後5年以内	申告期限後5年経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（贈与を含む）した場合	相続税の全額と利子税	譲渡等した部分に対応する相続税と利子税*
後継者が会社の代表者でなくなった場合		相続税を納付することなく引き続き納税が猶予
一定の基準日において雇用の8割（5年間の平均）を維持できなくなった場合		
会社が資産管理会社に該当した場合		相続税の全額と利子税* ²

※ 事業継続期間中（5年間）の利子税率は0%に軽減されます。

■ 後継者の死亡等

事業継続期間（5年間）の経過後は、対象株式を継続保有していれば、相続税の納税猶予が継続されますが、次の場合には相続税の猶予税額の納付が免除されます。

- ・ 経営者が死亡した場合
- ・ 会社が破産または特別清算した場合
- ・ 対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の譲渡を行った場合（ただし、時価を超える猶予税額のみ免除）
- ・ 次の後継者に対象株式を一括贈与した場合

猶予税額の計算



猶予税額の計算方法は、まず、相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を算出します。経営承継相続人以外の相続人の相続税額は、この時点で確定します。

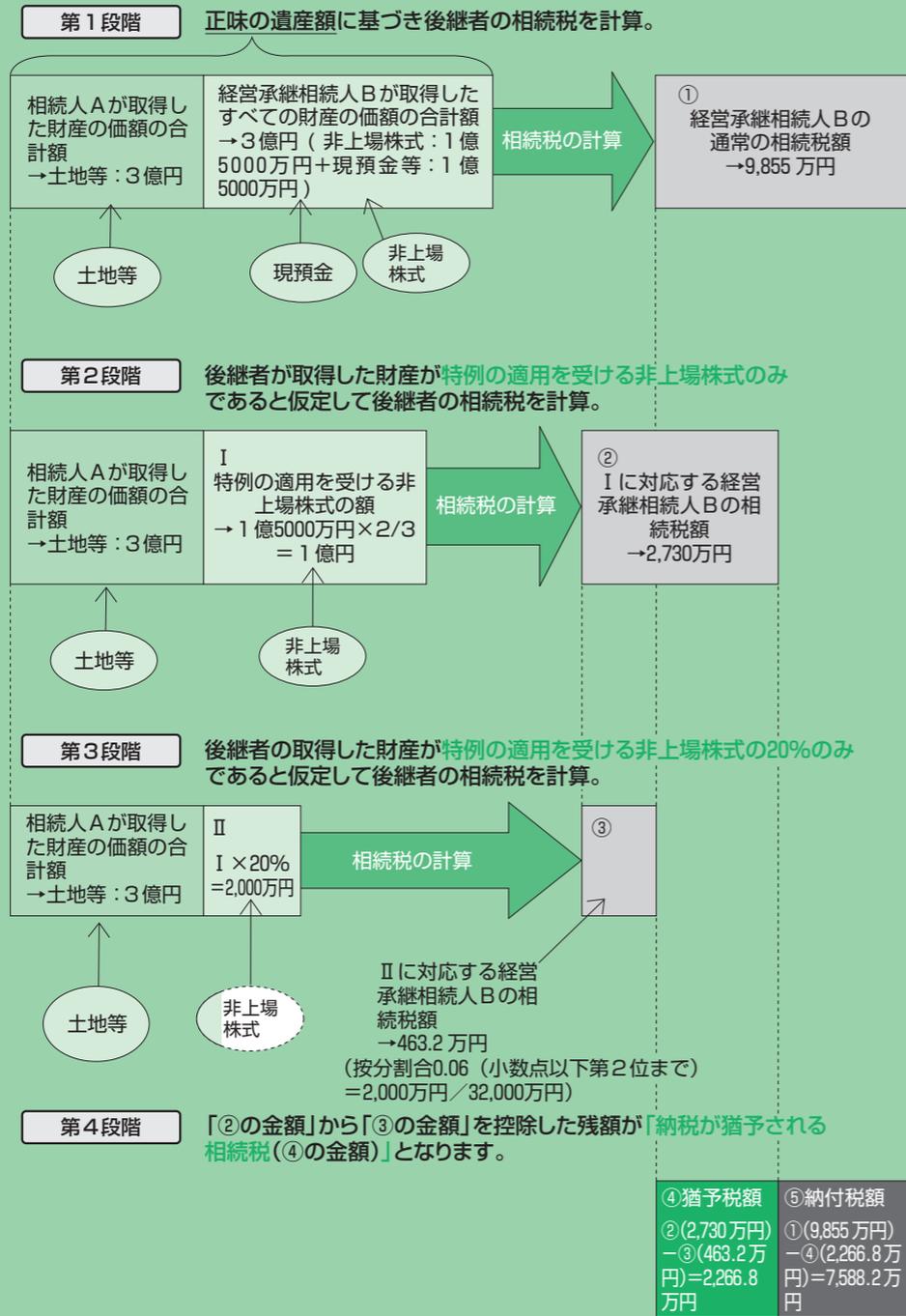
次に、経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変としたうえで、経営承継相続人が、特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額と、特例適用株式等の20%のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額を算出し、この額を、経営承継相続人の猶予税額とします。

経営承継相続人の相続税額からこの猶予税額を控除した額が、経営承継相続人の納付税額となります。

●前提

- 遺産総額
 - ・ 土地等 3億円
 - ・ 非上場株式 1億5,000万円
 - ・ 現預金等 1億5,000万円
 - 合計 6億円
- 相続人はA・経営承継相続人Bの二人
- Bは非上場株式と現預金等を相続。土地等はAが相続。
- 被相続人は、経営する会社の議決権株式の100%を所有していたものとする。その他必要な要件は満たしているものとする

● 納税が猶予される相続税の計算方法



※ 平成27年1月1日以後に相続等が行われたものとして相続税額を計算しています。

(出所) 国税庁資料をもとに大和総研作成

■ 他制度との併用など

◆ 小規模宅地等の特例との併用

相続税の納税猶予の適用を受ける場合も、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用が認められます。

◆ 贈与税の納税猶予の特例と相続時精算課税制度との併用

平成29年1月1日以後の贈与に係る贈与税から、後継者が、後述する贈与税の納税猶予の特例（□1356ページ参照）の適用を受けている場合であっても、後継者を含む推定相続人は相続時精算課税制度を併用することが可能になりました。

◆ 納税猶予税額の再計算の特例

平成27年1月1日以後の相続等により事業承継税制を適用した後、民事再生法の規定による再生計画または会社更生法の規定による更生計画の認可決定があった場合、納税猶予税額が、その認可決定があった時の会社の評価に置き換えて再計算される特例が設けられました。

その際、再評価によって減額された猶予税額から認可決定日前5年以内に後継者等が受け取った配当等を控除した金額は、相続税が免除されます。

■ 経過措置

◆ 自社株式に係る相続税の10%減額特例の廃止に伴う措置

平成21年3月31日以前は、事業承継税制として自社株式に係る相続税の10%減額特例の制度が設けられていました。

当該特例の適用を受けるために、既に相続時精算課税により贈与された株式については、以下の経過措置が講じられています。

- ① 相続時に適用要件を満たしている場合には、10%減額特例を適用
- ② 贈与を受けた者が後継者で、適用要件を満たしている場合には、相続税の納税猶予を適用

◆ 中小オーナー経営者に対する相続時精算課税制度の特例の廃止に伴う措置

平成20年12月31日以前は、中小オーナー経営者に対する相続時精算課税の特例（贈与者の年齢制限を60歳以上に緩和、非課税枠を3,000万円に拡大）の制度が

設けられていました。贈与を受けた後継者が、適用要件を満たしている場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。



医療継続の事業承継税制

医療継続の事業承継税制とは、持分の定めのある医療法人が、新たに法定される移行計画の認定を受けて持分の定めのない医療法人への移行作業中であるときは、当該持分の定めのある医療法人の持分の相続やみなし贈与が発生した際に、その相続税および贈与税が猶予・免除されるものです。

持分の定めのある医療法人においては、出資者は出資持分の払戻請求が可能です。出資者が死亡し相続が発生した際には、その被相続人の出資持分について「取引相場のない株式の評価」と同様に評価して相続財産に算入され、相続人に相続税の負担が発生します。

持分の定めのある医療法人が持分の定めのない医療法人へ移行準備をしている最中に、出資持分に係る相続が発生すると、相続税負担のために医療の継続が困難になるおそれがあります。

そこで、この制度では、持分の定めのある医療法人が、医療法人への移行計画（移行期限3年以内）を策定し、持分の定めのない医療法人への移行検討に関する定款変更すること等の要件を満たし、厚生労働大臣の認定を受けているときは、猶予税額相当分の担保提供を要件として、下記の相続税・贈与税の納税がその認定された移行計画に定められた移行期限まで猶予されることとされています。

- ①相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税
- ②出資者が出資持分の放棄や一部の払戻しを受けた場合等に残存出資者に発生するみなし贈与に係る贈与税の納税

認定移行計画の期限内に当該医療法人の全ての出資者が持分を放棄し持分の定めのない医療法人に移行した場合、上記で猶予された相続税・贈与税の納税は免除されます。

これらの規定は、平成26年10月1日から平成32年9月30日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に適用されます。

なお、出資者の持分放棄により出資者の親族等、特別の関係がある者の贈与税負担を不当に減少する結果が生じたときは、原則として医療法人の経済的利益に対して贈与税が課されます。しかし、平成29年度税制改正により、医療法等の一部を改正する法律*の施行日から平成32年9月30日までの間に、厚生労働大臣から認定を受けた医療法人については、この贈与税は課されないことになります。

* 平成29年4月30日現在、国会審議中です。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(以下、贈与特例といいます)とは、後継者である受贈者が、贈与により、都道府県知事の円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者から全部または一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(一定の部分に限る)に対応する贈与税の全額の納税が猶予されるものです。平成27年4月1日以後の贈与から、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、この納税猶予の特例の適用を受けている者(2代目)が3代目に対する再贈与を行う場合についても、猶予されていた贈与税の納税義務が免除されています。

対象となる株式の上限は、贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分

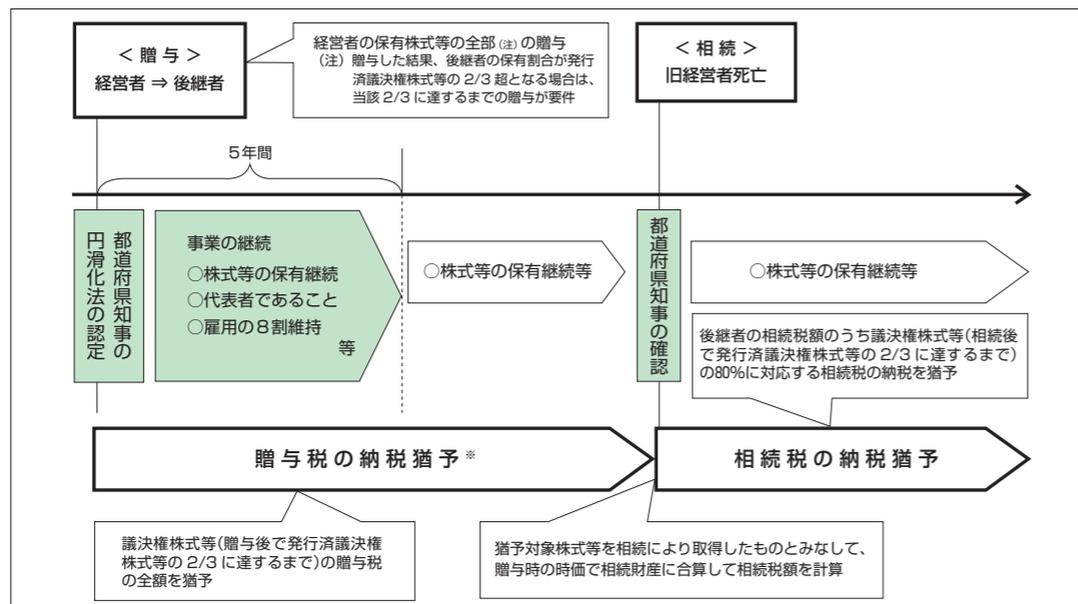
の2に達するまでの部分です。

猶予税額の納付、免除等については、相続特例と同様です。

贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算します。その際、都道府県知事の認定を受けた場合には、相続特例が適用されます。適用要件は基本的に相続特例と同一ですが、①中小企業者に該当する会社であること及び②会社の株式が非上場の株式であることの要件は、平成29年1月1日以後の相続等から不要になります。

また、平成29年1月1日以後の贈与に係る贈与税から、後継者が、贈与特例の適用を受けている場合であっても、後継者を含む推定相続人は相続時精算課税制度の併用が可能になりました。

●非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例



* 平成27年4月1日以後の贈与から、2代目から3代目への承継があっても2代目は納税猶予のままです。(出所) 財務省資料をもとに大和総研作成